

国民健康保険被保険者の皆さんへ

今までに、こんなことはありませんでしたか？

「あっ！保険税を納めるの忘れとった…でも、めんどうだから来月まとめて払おうかな」

そんなあなたは損していますよ!!

なぜなら納期から一定の期間を過ぎると、本来の保険税額に督促と延滞金が加算されることとなります。

それでも、保険税を納め忘れていると、未納期間に応じて医療費全額の自己負担や、財産の差し押さえの可能性も出てきます。

そんな方のために…

口座振替での納付をおすすめします！

口座振替にした方から、こんな声が聞こえてきました…



口座振替の申込手続きは…

「通帳」「印鑑(通帳の届出印)」「納付書」を持って、市指定の金融機関へ。

※指定金融機関：肥後銀行・熊本ファミリー銀行
熊本県信用組合・阿蘇農協
郵便局

問合せ先：

阿蘇市役所税務課 収納係 Tel：22 - 3148
阿蘇市役所保健課 国民健康保険係 Tel：22 - 3167

森林所有者の皆様へ

あなたの森林は、間伐(木の間引き)が必要ではありませんか？

あなたが所有している山が、うす暗く、空も見えない状態なら、すぐ間伐をしましょう!!

間伐をしないで放っておくと、病虫害や風雪害の被害を受けやすくなります。さらに、下草が生えないため、地表面の肥えた土が流されてしまい地力を落とすだけでなく、土砂が流れて災害のもとになる危険性があります。

現在、熊本県では、水とみどりの森づくり税を活用した針広混合林化促進事業を実施しています。この事業は管理放棄された16～45年生の森林について、県・市町村・森林所有者間で伐採制限の協定(20年間の伐採禁止等)を締結し、強度の間伐等を実施し、針広混合林へ誘導するものです。事業主体は熊本県で、間伐にかかる森林所有者の経費負担はありません。



＝採択要件＝

- 過去10年以上間伐が行われていない森林であること
- 1施行地の面積が0.1ha以上であること
- 原則として保安林以外であること
- 森林施業計画の認定を受けていない山林であること。

問合せ先：

阿蘇森林組合阿蘇支所 Tel：34 - 0025
阿蘇市役所農政課 Tel：22 - 3274
熊本県阿蘇地域振興局林務課
Tel：22 - 1111

九州電力からのお知らせ

～電線の近くで作業をする場合は、ご注意ください～



※配電線の近くで作業される場合は、ご連絡いただければ防護工事(無償)を実施いたします。

問合せ先：九州電力(株) 一の宮営業所 Tel：22 - 0625